

目次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 概要	1
2.1 リファインメタル認証	1
2.2 景品表示法に基づく表示と表記	1
2.3 公正競争規約の認定推進	1
3 用語及び定義	2
3.1 リファインメタル	2
3.2 リファインメタル製品認証	2
3.3 リファインメタル認証マーク	2
3.4 製品認証刻印	2
4 表示、表記の対象	3
4.1 リファインメタル製品認証を取得した商品に関する事項	3
4.2 展示会及び催事に関する事項	3
4.3 顧客を誘引する手段に関する事項	3
4.4 広告及びメディア掲載に関する事項	3
5 製品認証を取得した商品の販売に関する一般要求事項	4
5.1 リファインメタル認証制度に関する事項	4
5.2 販売接客、誘引に関する事項	4
5.3 リファインメタルの呼称の対象	4
5.4 品位、純度に関する事項	4
5.5 品質管理に関する事項	4
6 優良誤認表示に関する事項	5
7 有利誤認表示に関する事項	5

リファインメタル – 表示表記に関する要求事項

1 適用範囲

この規格は、純金属が製品になるまでのすべての製造工程から、製品となった後の販売店における消費者接点に至るまでの工程において、廃棄物から精錬を経た貴金属とそうでないものを明確に識別するためのものである。製造工程から消費者接点までの過程のすべての場面で、製品の製造から提供に関わる実行者を対象とする。装身具、宝飾品をはじめとして、製造工程において、貴金属素材を用いる医療・工業・その他産業分野にも発展して適用し得る規格である。

2 概要

2.1 リファインメタル認証制度

リファインメタル製品認証を取得した商品に関して、一般消費者が品質、基準などを誤認することなく選択できる環境を目指すものである。リファインメタル製品認証の取得を希望する企業及び個人が参加、脱退に不当な制限のない制度である。

2.2 景品表示法に基づく表示と表記

不当な表示や過大な解釈による顧客誘引を防止し、一般消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる行為を禁止する景品表示法に基づく表示と表記を定めるものである。

(景品表示法 第5条第1号、第2号)

2.3 公正競争規約の認定推進

景品表示法を根拠に個々の商品、サービスごとに設定される業界の自主ルールである公正競争規約の認定を推進する。なお、これは認証を用いた市場の独占や他社を排除するものではなく、企業および個人の選択肢の一つであり、表示の根拠が明らかであることの証である。(景品表示法 第31条)

3 用語及び定義

3.1

リファインメタル

廃棄物から回収・精錬を経て再利用される貴金属。

注：現状では、Au（金） Ag（銀） Pt（プラチナ） Pd（パラジウム）の4金種。

3.2

リファインメタル製品認証

一般社団法人日本リファインメタル協会が定める、リファインメタル-品質管理と要求事項に関する文書「5 各工程での品質管理ガイドライン」及び「6 最終製品の品質管理ガイドライン」の品質管理基準を満たすかを確認するもの。

3.3

リファインメタル認証マーク

リファインメタル製品認証を取得した商品及び付属物に表示できるマーク。

3.4

製品認証刻印

リファインメタル認証を取得した商品本体に打刻できる刻印。

4 表示、表記の対象

注：表示規約として付録を別途、別式にて規定する。

4.1 リファインメタル製品認証を取得した商品に関する事項

4.1.1 商品、容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付したものによる広告その他の表示

4.1.2 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似するものによる広告その他の表示(ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。)及び口頭による広告その他の表示(電話によるものを含む。)

4.1.3 ポスター、看板(プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。)、ネオン・サイン、アドバルーン、その他これらに類似するものによる広告及び陳列物又は実演による広告

4.1.4 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送(有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。)、映画、演劇又は電光による広告

4.1.5 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示(インターネット、パソコン通信等によるものを含む。)

4.2 展示会及び催事に関する事項

展示会や催事などにおいてリファインメタル製品認証を取得した商品を展示および販売する際の什器、看板、POP、デジタルを含むサイネージ

4.3 顧客を誘引する手段に関する事項

4.3.1 ウェブサイト、ダイレクトメールなど顧客を誘引する手段に用いる表示、表現

4.3.2 名刺、手紙、印刷物による表記、表現

4.4 広告及びメディア掲載に関する事項

4.4.1 新聞、雑誌、カタログ、テレビ、インターネット広告、動画などに出稿する際の表記、表現

5 製品認証を取得した商品の販売に関する一般要求事項

「リファインメタル-品質管理と要求事項」「7 表示、表記に関するガイドライン」及び「7.1 概要」及び「7.4 最終製品の品質管理表示」に定めるところによる。

注：必要表示事項として表示物ごとに付録を別途、別式にて規定する。また、リファインメタル製品認証を取得した商品を販売するブランドにおいては、販売マニュアルの策定を推奨する。

5.1 リファインメタル認証制度に関する事項

「リファインメタル製品認証」及び「製品認証」という用語、表記、表示について、統一基準を定めることにより、一般消費者が適正な商品選択ができる環境を整える。（景品表示法 第1条、第2条、第5条）

5.2 販売接客、誘引に関する事項

リファインメタル認証制度はリファインメタル製品認証を取得した商品の取り扱い方法、表示、表記だけでなく、製造工程から消費者接点まで全ての過程における実行者の行いを対象とする。

5.3 リファインメタルの呼称の対象

リファインメタル認証制度において、「リファインメタル」とは、Au、Ag、Pt、Pdの4金種の総称である。個別に「リファインゴールド」「リファインプラチナ」等の表記、表現はしない。

5.4 品位、純度に関する事項

5.4.1 製品の主たる貴金属が再生由来の貴金属であり、ISOの品位に準じた純度であること。

注：9金、14金、18金、22金、24金の5金種。

5.4.2 5.4.1に加え、10金を対象範囲とする。

5.4.3 割金として使用される銅、コバルト、ルテニウムなどは対象外とする。

5.4.4 割り金として使用される銀、パラジウムは対象とする。

5.5 品質管理に関する事項

リファインメタル認証制度における品質管理とは、製品の技術、デザイン性、意匠に関する品質を認証するものではなく、リファインメタルのトレサビリディに対する品質管理に対する認証である。

6 優良誤認表示に関する事項

品質、規格等に関する不当表示を禁止する。

6.1 リファインメタル製品認証は、鉱山由来の貴金属やフェアトレードの貴金属を否定するものではない。また、リファインメタル以外を排除、もしくは独占する事を目的としない。

6.2 リファインメタルの環境負荷に関するデータは調査中であるため、一般社団法人日本リファインメタル協会を出典元として環境負荷に言及すること及び鉱山由来の貴金属と比較することはできない。ただし、リファインメタル製品認証を取得した製品を取り扱う企業または個人が、それぞれの責任の下に、研究機関等を出典元として環境負荷軽減効果を表示、表現することは妨げない。

尚、リファインメタル製品認証を取得することが環境負荷軽減に直接的に影響するものではない。

注：リファインメタルの環境負荷に関するデータの調査及び開示は今後の課題である。

6.3 リファインメタル製品認証を取得した商品は、貴金属素材の調達から製品になるまでの全ての工程においてトレサビリティが証明されている。貴金属素材の調達における人権デューデリジェンスに関する調査、及び調査結果は、日本リファインメタル協会が認定した精錬会社のウェブサイトから閲覧が可能である。

6.4 鉱山由来の貴金属と都市鉱山由来の貴金属では、科学的に成分の優劣はない。

6.5 リファインメタル製品認証は、主たる貴金属の流通工程、加工、保管、管理に対する品質保証であり、品位の保証やデザインや意匠の品質保証とは異なる。

7 有利誤認表示に関する事項

価格や取引条件に関する事項、数量、アフターサービス、保証期間、取引条件などに対する不当表示を禁止する。

リファインメタル – 表示表記に関する要求事項

Ver1.0 (2023年4月28日)

一般社団法人日本リファインメタル協会